

○府中市立公民館条例施行規則

昭和46年4月10日

教育委員会規則第2号

改正 昭和48年7月5日教委規則第3号

昭和49年4月1日教委規則第1号

昭和49年10月3日教委規則第3号

昭和50年5月30日教委規則第2号

昭和56年7月31日教委規則第1号

昭和57年4月1日教委規則第10号

昭和63年3月28日教委規則第1号

平成9年7月2日教委規則第3号

平成10年4月1日教委規則第2号

平成12年3月3日教委規則第3号

平成14年5月31日教委規則第8号

平成15年5月28日教委規則第5号

平成18年5月29日教委規則第4号

平成19年12月3日教委規則第9号

平成25年1月24日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、府中市立公民館条例(昭和46年3月府中市条例第14号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 府中市立公民館(以下「公民館」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 同和教育に関すること。
- (4) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用に供すること。
- (5) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (6) 各種団体、機関等との連絡を図ること。
- (7) 市民の集会その他公共的利用に供すること。
- (8) その他目的達成上必要と認めるもの

(平12教委規則3・一部改正)

(使用申込み)

第3条 公民館を使用しようとする者は、使用日の2月前から使用日(社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定める事業のほかには使用する場合にあつては1月前から使用日)までに、公民館使用申込書(第1号様式)を府中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(昭63教委規則1・一部改正)

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申込みについて適当と認めるときは、公民館使用承認書(第2号様式)を交付する。

(昭63教委規則1・一部改正)

(器具の使用料)

第5条 公民館に付属する器具の使用料は、無料とする。ただし、社会教育法第22条に定める事業のほかには使用する場合は、有料とし、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の使用料のほか、燃料費等については、利用者が負担するものとする。

3 第1項のただし書の規定による使用料は、使用日までに納入しなければならない。

(平10教委規則2・平15教委規則5・一部改正)

(承認の取消し等の通知)

第6条 教育委員会は、条例第8条の規定により、公民館の使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すときは、公民館使用変更・取消通知書(第3号様式)により使用者に通知する。

(昭63教委規則1・一部改正)

(使用の取消し等の申込み)

第7条 使用者が公民館の使用を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、公民館使用変更・取消申込書(第4号様式)に、公民館使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込書について適当と認めるときは、公民館使用変更・取消承認書(第5号様式)を交付する。

(昭63教委規則1・一部改正)

(予約による使用許可に係る手続等)

第8条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、公民館の使用許可に係る手続等については、府中市教育委員会が管理する公共施設予約システムの利用に関する規則(平成18年5月府

中市教育委員会規則第3号)の定めるところにより行うことができる。

(平18教委規則4・追加)

(使用料の還付額)

第9条 条例第11条ただし書の規定による還付する額は、別表第2に定めるとおりとし、還付の手続については別に定める。

(平10教委規則2・一部改正、平18教委規則4・旧第8条繰下)

(使用時間)

第10条 公民館の使用時間は、承認を受けた時間とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

2 使用時間の延長は、次の使用に支障がない場合に限り、1時間を限度として承認することができる。

3 使用者が使用時間を延長しようとするときは、公民館使用時間延長申込書(第6号様式)を提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申込みについて適当と認めるときは、公民館使用時間延長承認書(第7号様式)を交付する。

(昭63教委規則1・一部改正、平18教委規則4・旧第9条繰下)

(職及び職責)

第11条 公民館に次の職及び職員を置く。

(1) 館長

(2) 公民館主事(補)

(3) その他必要な職員

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け公民館の事業の実施に当たる。

(平18教委規則4・旧第10条繰下)

(管理上の入室)

第12条 使用者は、係員が管理上の必要により使用する施設に入室する場合は、拒むことができない。

(平18教委規則4・旧第11条繰下)

(入場の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者については、公民館の立入りを拒み、

又は退去を命ずることができる。

- (1) 火薬類その他の危険物を所持する者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 係員の指示を守らない者

(平18教委規則4・旧第12条繰下)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

(平18教委規則4・旧第13条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年7月5日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年10月3日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年5月30日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年7月31日教委規則第1号)

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

付 則(昭和57年4月1日教委規則第10号)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に府中市立振興会館条例施行規則(昭和44年3月府中市規則第7号)の規定により、府中市立振興会館の会議室器具使用料を既に納入しているものについては、改正後の府中市立公民館条例施行規則に基づく付属器具等使用料を納入したものとみなす。

付 則(昭和63年3月28日教委規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成9年7月2日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の府中市立公民館条例施行規則の規定は、平成11年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成12年3月3日教委規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年5月31日教委規則第8号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

付 則(平成15年5月28日教委規則第5号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

付 則(平成18年5月29日教委規則第4号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

付 則(平成19年12月3日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市立公民館条例施行規則の規定は、平成19年12月1日から適用する。

付 則(平成25年1月24日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第5条第1項)

(平15教委規則5・全改、平19教委規則9・平25教委規則1・一部改正)

種別	単位(1回)	使用料
ピアノ	1台	1,000円
電子ピアノ	1台	500円
ラジオカセット	1台	200円
ワイヤレスマイク装置	1式	700円
びょうぶ	1双	300円
持込器具	1KW当り	100円

- 1 1回の使用時間は、3時間30分以内とする。
- 2 使用時間を超過した場合の使用料は、1時間未満に限り当該使用料の3割の額とする。
- 3 午前と午後又は夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、超過料金を徴収しない。
- 4 持込器具の使用料は、1KWに満たない場合は、徴収しない。

別表第2(第9条)

(平10教委規則2・全改、平18教委規則4・一部改正)

使用料の還付表

使用者の責任でない理由によつて使用することができないとき。	公益上又は市の特別の必要により使用の許可を取り消すとき。	使用日の20日前までに使用の取り消しを申し込み、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。	使用日の10日前までに使用の取り消しを申し込み、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
100%	100%	100%	50%

(府中市文化センター管理規則(昭和46年5月府中市規則第14号)の様式と同様の様式を使用する。)

様式(省略)